

京情審答申第84号  
平成25年2月20日

京都府知事  
山田啓二様

京都府情報公開審査会  
会長 山本克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する  
決定について（答申）

平成24年11月7日付け4政第169号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成24年6月29日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「京都府個人情報保護条例にもとづき個人情報取扱業者に対し個人情報の開示にかかわる指導等ができないことがわかる書類全て」及び「京都府個人情報保護条例にもとづき、個人情報取扱事業者に対する指導が情報の漏洩に限定されることがわかる書類全て」（以下「本件公文書」という。）を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成24年7月12日、実施機関は、公文書非公開（不存在）決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 平成24年7月14日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成24年11月7日、実施機関は、情報公開条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

## 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）においては、①個人情報保護条例に基づき、事業者に対する個人情報の開示に関わる指導ができず、②個人情報保護条例に基づく、事業者に対する指導が情報の漏洩に限定されるとの説示があった。

- 2 条例の解釈を説示する以上、その解釈に関わる関連文書が存在しないとは考えられない。
- 3 公開を求めている文書は、職務上、作成し取得した情報であり、組織的に用いられている文書である。

## 第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び審査会での職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

個人情報保護条例第31条から第35条までにおいて、事業者に対する指導について規定している。しかし、これらの条文の解釈及び運用をすることにおいて、個人情報取扱事業者に対する個人情報の開示に関わる指導等ができないという取扱い及び個人情報取扱事業者に対する指導を情報の漏えいに限定するという取扱いはしていない。よって、それらの取扱いが記載された文書は、存在しない。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 本件公文書について

異議申立書及び意見書から、異議申立人が公開を求めているものは、個人情報保護条例において、事業者に対する個人情報の開示に関わる指導をすることができないこと、また、事業者に対する指導が情報の漏洩に限定されることが記載された文書であると考えられる。

### 2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、個人情報保護条例に基づき、事業者に対する個人情報の開示に関わる指導をすることができないこと、また、事業者に対する指導は、情報の漏えいに限定されることの説示があった旨主張している。

しかし、個人情報保護条例において、実施機関は、事業者が個人情報を適正に取り扱うことができるように指導等を行うことができるとしており、また、指導等をするのは情報の漏えいをした場合に限るという限定はしていない。したがって、そもそも、実施機関がそのような文書の作成等を行い、保有していることは考えられないため、異議申立人が公開を求める文書を保有していないという実施機関の主張に不合理な点はない。また、これを覆し、異議申立人の主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

よって、これらの公文書については不存在であると考えることが相当である。

### 3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年11月7日	諮問書の受理
平成24年11月12日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年12月5日	異議申立人の意見書の受理
平成24年12月27日	第1回審査会
平成25年1月29日	第2回審査会
平成25年2月20日	答 申